

開催期日 令和6年11月15日

開催場所 中島村役場 2階会議室

## 中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

## 中 島 村 農 業 委 員 会 議 事 録

### 1. 会議開散会の日時及び場所

|     |             |         |
|-----|-------------|---------|
| 開 会 | 令和6年11月15日  | 午前9時00分 |
| 閉 会 | 令和6年11月15日  | 午前9時28分 |
| 場 所 | 中島村役場 2階会議室 |         |

### 2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する  
処分について

議案第2号 現況確認証明申請に対する処分について  
～第3号

### 3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者9名・欠席者3名

### 4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長                      野 木 重 徳

### 5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事                      萱 森 枝 里 子

### 6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和6年第12回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。  
会長（あいさつ）

皆さん改めましておはようございます。本日の総会は9時からということで、  
早い時間帯にお集まりいただきました。ありがとうございます。

まず、今日は担当委員と8時半頃から現地確認をしてきまして、申請地を2  
箇所見てまいりました。また、本日は総会終了後、県の農業委員会大会がござ  
いますので、出席される方は大変かと思いますがよろしくお願ひしたいと思ひ  
ます。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願ひする旨を宣した。

議 長

議事録署名人の選出について、1番大木一男農業委員、2番芳賀敏行農業委  
員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請  
に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について  
議案書に従ひ朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第9号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番水野谷貴志推進委員

議案第1号受付番号第9号につきまして、11月13日に大木委員と私で、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、譲受人は新規取得者ではありますが、親戚の協力を得ながら耕作する予定であるため、問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1 番大木一男農業委員

議案第1号受付番号第9号につきまして、只今の水野谷推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、現地についても11月13日に確認し、譲受人は新規取得者ではありますが、親戚の協力を得ながら耕作する予定であるため、問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号の審議の前に、中島村農業委員会会議規則第10条の規定により、4番小針一男農業委員の除斥を求めた。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議案第2号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第8号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番水野谷貴志推進委員

議案第2号受付番号第8号につきまして、本日8時25分より、申請代理人の行政書士・●●●●さん、小林会長・大木委員・私を含めた農業委員・推進委員3名及び事務局の立ち会いで現地確認を行いました。

申請地の現況につきましては、畑の様相は無く、倉庫用敷地として利用されている状態でした。説明によると、30年前頃から農地として利用しなくなり、平成10年頃に倉庫を建築したとのことでした。長年宅地として利用しており、農地への復元が困難であることから、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1 番大木一男農業委員

議案第2号受付番号第8号につきまして、只今、水野谷推進委員より報告があった内容については間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、水野谷推進委員と同様、農地への復元が困難であると思われるため、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

4 番小針一男農業委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

再開する旨を宣し、4 番小針一男農業委員に対し、議案第2号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

続いて、議案第３号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第３号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第３号受付番号第９号について、確認担当委員に報告を求めた。

１番水野谷貴志推進委員

議案第３号受付番号第９号につきまして、本日８時４０分より、小林会長・大木委員・私を含めた農業委員・推進委員３名及び事務局の立ち会で現地確認を行いました。

申請地の現況につきましては、田の様相は無く、樹木が茂っている状態でした。用水確保や地形的な問題により、昭和６０年頃から耕作しておらず山林化してしまったとのことでした。山林化してから長期間経過しており、農地への復元が困難であることから、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

１番大木一男農業委員

議案第３号受付番号第９号につきまして、只今、水野谷推進委員より報告があった内容については間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、水野谷推進委員と同様、農地への復元が困難であると思われるため、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

——— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第３号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事 務 局

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、12月16日（月）に役場2階会議室で行う。

二点目 農業委員会歓迎会の開催について

三点目 農地に関する相談について（2件）

四点目 令和6年度農地利用状況調査結果について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時  
令和6年11月15日 午前9時28分